

津山商工会議所入会申込書

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私は津山商工会議所（以下、貴団体）に対し、自らが現在反社会的勢力でないこと、
将来も反社会的勢力とならないことを表明し、保証します。

①-③の各号のいずれかに該当、または該当する行為をし、①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、宣告なしに貴団体からの退会を宣告されても異議を申しません。
また、これにより損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。

※①-③の各号の内容を必ず確認のうえ、□をチェック（レ印）し、自署ください

- ①貴団体での活動に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋
 - (6) 社会運動標榜ゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他これらに準ずる者
 - (9) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (10) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (12) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (13) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し偽計・威力を用いて信用を毀損し又は妨害する行為
 - (5) その他これらに準ずる行為
- ③入会にあたって以下の事を確約いたします。
- (1) 私は、自らが反社会的勢力に該当することとなった場合には、直ちに貴団体に報告いたします。
 - (2) 私は貴団体から合理的根拠に基づいて反社会的勢力である合理的疑いを提示された場合、貴団体の調査に協力し、必要な情報を提供いたします。但し、これを拒絶することに正当な理由がある場合はこの限りではない。

確認年月日	事業所の所在地
	事業所の名称
年 月 日	代表者氏名または 事業主氏名（自署）